

環境アセスメント学会 生態系研究部会 第10回定例会 (2007年12月20日開催) 報告

■テーマ：地球温暖化対策の枠組みにおける森林

■話題提供者：みずほ情報総研株式会社 環境・資源エネルギー部 齊藤 聡氏

■概要：

森林・緑地は動植物の生息場を提供すると同時に、CO₂の吸収源としても重要な機能を担っている。欧米では、開発行為に伴い改変される森林・緑地の価値を定量化する手法（HEP など）を活用して、mitigation banking あるいは biodiversity offset の取組が進められている。このような技術及び政策の動向から、緑地での生物多様性及びCO₂の吸収に関する機能の確保について、近い将来、同一の情報基盤で包括的に（地球規模で）議論することも可能となるかも知れない（コーディネーター田中章先生のコメントから）。そこで、温暖化政策及び排出権動向の調査に従事されている齊藤氏に、わが国の地球温暖化対策におけるCO₂の森林吸収源の位置づけと課題について話題を提供して頂いた。

各所で報じられているように、わが国では1990年度比で13.8%（京都議定書の目標6%に加えて、2005年度に増加した基準年比7.8%）のCO₂排出量を2008～2012年の5ヵ年で削減することが求められている。このうち3.8%については森林吸収量を算入することが特例※として認められており、1990年以降に行われた新規植林、再植林、森林経営（間伐、下刈り、天然林の保護等）について吸収量を算定できるとされている。具体的な動きとしては、埼玉県、三重県などが森林吸収量による排出権取引を独自のルールにより試行したケースがある。

しかしながら、これまでの検討から、森林吸収量は民有林を含めて全て国に帰属すること、森林所有者による排出権管理は困難であること、税金で支えられている森林排出権の経済的価値は小さいと考えられることなどが指摘されている。また、自治体での取組において、森林吸収量について検証可能な測定方法が確立されていない、特定の事業者が森林所有を占めるケースでは健全な取引市場が成立しないといった問題点も明らかにされている。以上から、森林吸収による排出権取引は、森林所有者にとってインセンティブとなり難いのではないかと、というのが齊藤氏の見解であった。

会場からは、「国際的な吸収量の算定ルールあるのか?」、「吸収量の算定パラメータは事業により異なるのではないかと?」、「諸外国の動向は?」、「土壌の炭素インベントリーは適切に考慮されているのか?」、「森林経営をどのように検証するのか?」、「ポスト京都での森林の扱いは?」、「都市緑化との関連は?」といった数多くの意見・質問が述べられ、この分野に対する関心の高さが伺われた。森林吸収量の算定、排出権取引は、齊藤氏もコメントされたように明快な結論を容易に導くことは困難なテーマであるが、今回の話題を端緒として排出量の算定のみならず、緑地さらには生物多様性の確保ともリンクするような検討に繋がることを期待したい。

※ 日本、カナダでは、森林吸収量を京都議定書目標達成に見込むことが認められている。

（文責：日本エヌ・ユー・エス株式会社 中村純也）